

消費税等の税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の概要について

1. 目 的

消費税法及び地方税法の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引上げとなるため、消費税等を含む使用料等の額を改定するもの

2. 使用料等の改定に係る算定方法

(1)外税方式

税率を8%から10%に変更

(2)内税方式

基礎とすべき単価（消費税導入前の単価又は設定当時の税率で割り戻した単価）に1.1を乗じて得た額（10円未満の端数切捨て）に変更

3. 影響額 約60,000千円（年額）

4. 施行期日 令和元年10月1日

(参考)

改定を行わないもの

- ・軽減税率（8%）が適用されるもの

例：学校給食費

- ・消費税法の規定により非課税取引とされているもの

例：土地の貸付料（墓地、道路占用等）

住宅の貸付料（市営住宅、教職員住宅、医師住宅等）

法令に基づいて行う事務に係る手数料（戸籍謄本の交付等）

- ・使用料等の改定に伴う改修費用が高額となるもの

例：料金システム改修を伴う市営駐車場の利用料